

# 北広島市の特別会計の概要

## 1 一般会計と特別会計

一般会計 約 2 6 1 億円 (歳出)	市税や地方交付税などを財源として、福祉、教育、防災、施設整備などの基本的な行政サービスを行うための会計です。
----------------------------	--

特別会計 約 1 2 6 億円 (歳出)	特定の目的のための会計です。一般会計と分けることで事業や経理の状況が明確になります。
----------------------------	--

## 2 各特別会計の状況

特別会計は、独立採算制を原則としています。被保険者からの保険料や利用者からの使用料、法律などの定めによる国や道、市の一定割合の公費負担（繰入金）を主な財源としています。

北広島市には国民健康保険や介護保険などの4つの特別会計があります。

### (1) 国民健康保険事業特別会計

平成30年度から都道府県単位での財政運営となりました。国民健康保険の加入者が、病気やけがで診療を受けたときの保険給付に必要な費用は、全額北海道から市町村へ交付され、その財源は、国や北海道の補助金等と市町村が納める国保事業費納付金です。市は、加入者が支払う国民健康保険税を主な財源として北海道へ国保事業費納付金を納付しています。

保険給付費は、平成27年度以降加入者数の減少に伴い緩やかに減少しており、平成30年度は増加しましたが、令和元年度に再び減少しています。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
<b>歳入総額</b>	<b>7,756,660</b>	<b>7,602,871</b>	<b>7,413,971</b>	<b>6,587,748</b>	<b>6,472,484</b>
国民健康保険税	1,161,073	1,150,784	1,058,063	1,035,395	1,018,903
道支出金	405,275	328,158	330,274	4,837,792	4,804,917
一般会計繰入金	567,793	441,620	464,612	519,871	538,295
うち基準外	140,080	23,776	27,053	36,434	41,051
<b>歳出総額</b>	<b>7,745,428</b>	<b>7,518,426</b>	<b>7,311,590</b>	<b>6,537,769</b>	<b>6,441,403</b>
保険給付費	4,898,398	4,838,878	4,674,261	4,746,996	4,717,393
後期高齢者支援金等	801,572	749,743	732,566	-	-
介護納付金	297,375	264,900	246,685	-	-
国保事業費納付金	-	-	-	1,566,397	1,546,502
<b>差引</b>	<b>11,232</b>	<b>84,445</b>	<b>102,381</b>	<b>49,979</b>	<b>31,081</b>

## (2) 霊園事業特別会計

墓地の使用料や管理料を徴収して北広島霊園の管理を行っています。  
墓地の造成や合葬墓の整備などの償還に伴う公債費が徐々に大きくなっています。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
歳入総額	66,900	51,061	61,318	56,601	63,138
使用料	26,656	24,682	23,053	20,859	20,905
歳出総額	66,900	51,061	61,318	56,601	63,138
霊園事業費	66,538	50,424	55,783	50,936	56,157
公債費	362	637	5,535	5,665	6,981
差引	0	0	0	0	0

## (3) 介護保険特別会計

主に、介護保険に加入している人が支払う介護保険料により運営されています。  
介護や支援が必要になったときに、介護保険料のほか、国や北海道などからの補助金等により、介護サービスや介護予防サービスを提供し、保険加入者とその家族を支えます。  
近年の少子高齢化の影響により、サービスの提供に係る保険給付費が増加傾向にあります。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
歳入総額	3,911,558	4,117,351	4,403,701	4,553,805	4,703,899
介護保険料	995,159	1,036,760	1,071,797	1,096,948	1,101,207
一般会計繰入金	564,711	578,944	611,106	630,519	681,806
歳出総額	3,806,427	4,003,335	4,259,139	4,398,462	4,648,824
保険給付費	3,515,205	3,643,813	3,797,538	3,859,720	4,106,243
差引	105,131	114,016	144,562	155,343	55,075

## (4) 後期高齢者医療特別会計

主に、後期高齢者医療制度に加入している人が支払う保険料により運営されています。  
75歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入します。運営は、北海道後期高齢者医療広域連合が行い、市は保険料の徴収、各種申請などの事務を行っています。  
近年の少子高齢化の影響により、広域連合納付金が増加傾向にあります。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
歳入総額	757,208	778,465	815,837	869,353	903,257
保険料	606,503	626,276	653,407	685,516	720,579
一般会計繰入金	147,558	148,560	159,099	180,531	178,309
歳出総額	754,228	775,682	812,903	865,512	900,248
広域連合納付金	745,909	769,494	806,517	857,760	893,697
差引	2,980	2,783	2,934	3,841	3,009

### 3 繰出金・繰入金

#### 繰出金・繰入金とは

一般会計と特別会計の会計間でやりとりされる経費です。

一般会計と特別会計は別の会計ですが、繰出金・繰入金で密接にかかわっています。

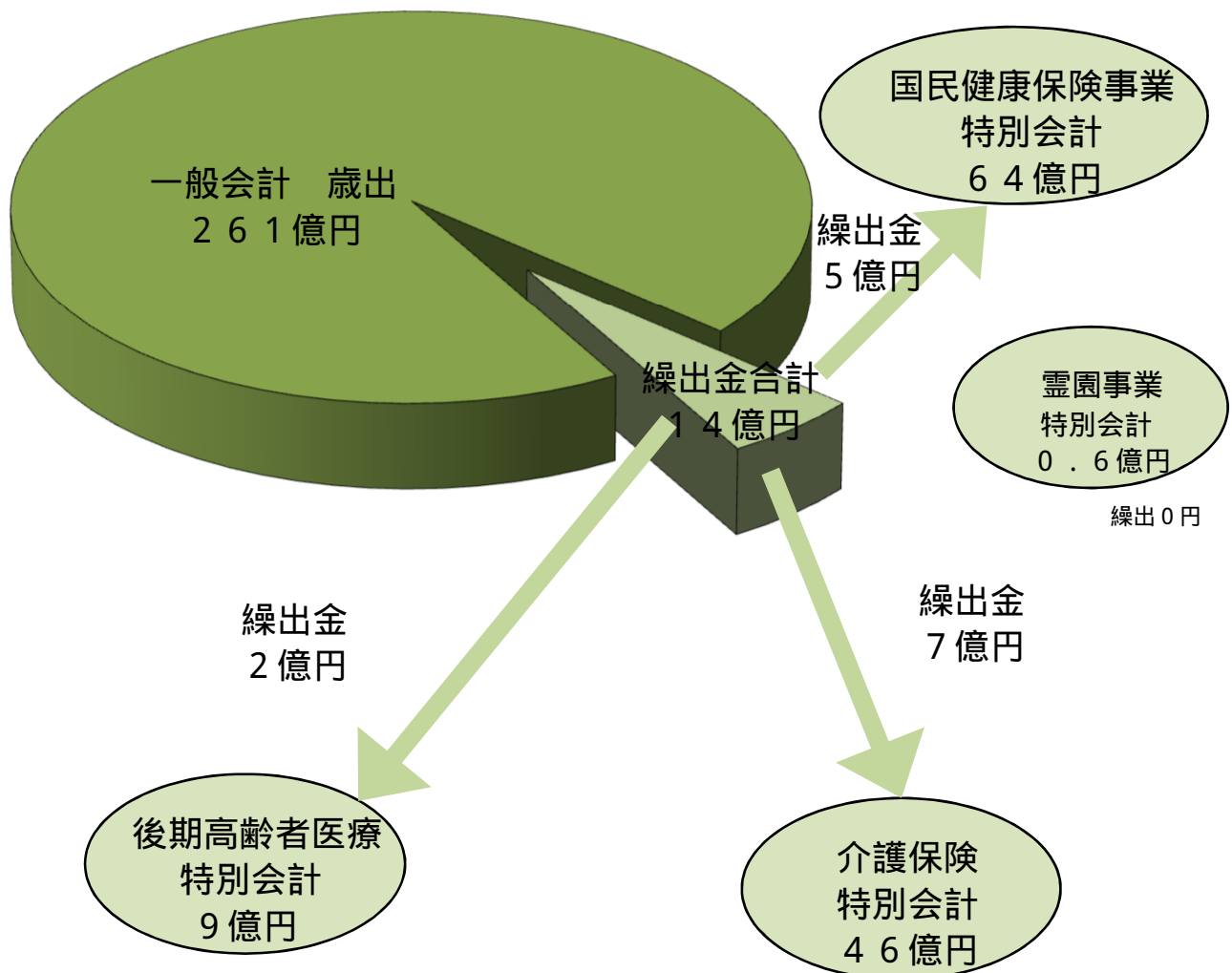
特別会計では、会計単位でそれぞれ独立採算で運営していくことが原則となっていますが、一般会計の税金等から負担すべき経費や、自治体独自の政策判断によって特別会計の負担増となっている経費については、一般会計が繰出金として負担しています。

一般会計の繰出金は歳出として支払われ、特別会計では歳入（繰入金）として受け入れられます。

令和元年度は、3つの特別会計に対して、一般会計から繰出金を支出しており、歳出の約5%にあたる14億円を支出しています。

#### (1) 一般会計と特別会計の関係

令和元年度の状況



## (2) 繰出金の内容

### 国民健康保険事業特別会計

所得の低い被保険者の国民健康保険税を軽減した分や、国保財政の安定化を支援するために必要な額などを基準内繰出金として繰り出しているほか、保健事業に要する経費などについて基準外繰出を行っています。

### 介護保険特別会計

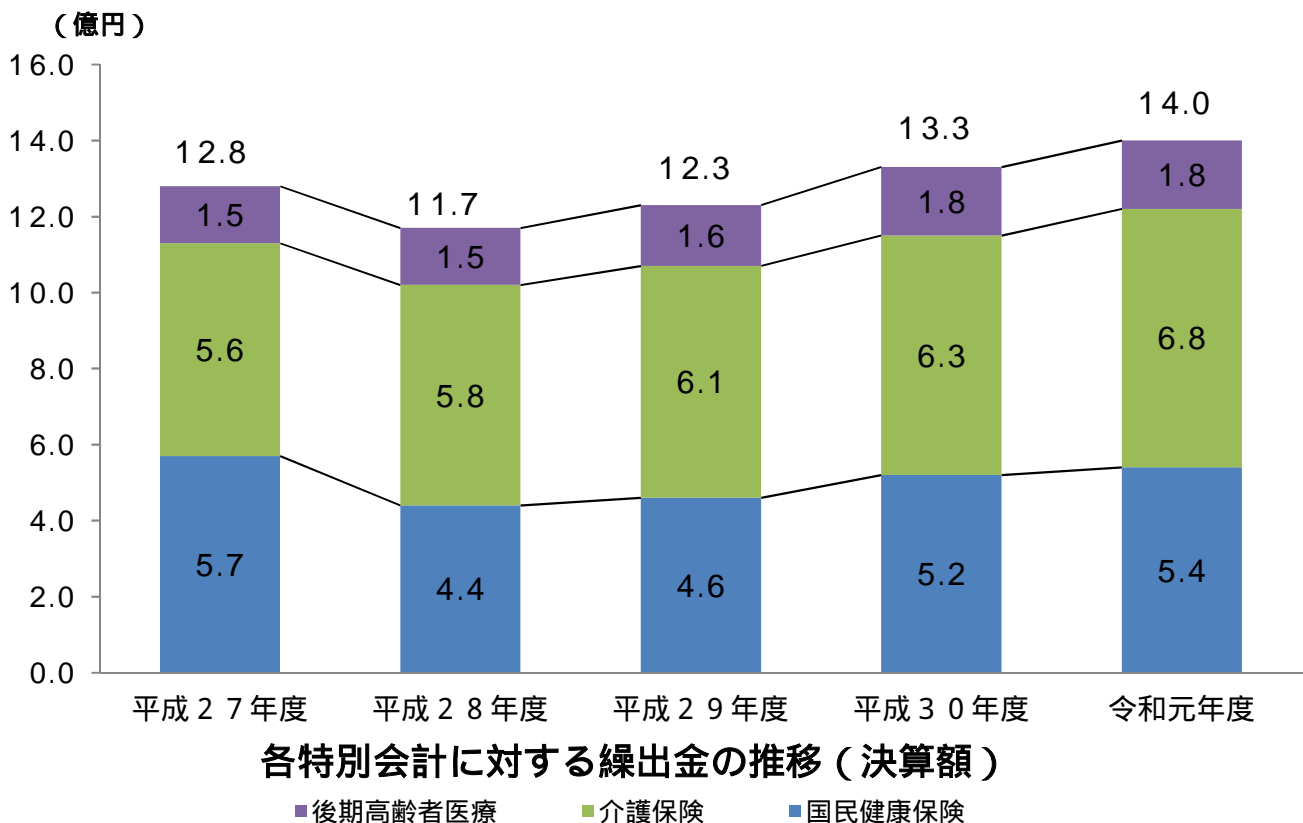
介護サービスの提供に要する費用の一定割合（概ね12.5%）や、所得の低い被保険者の保険料を軽減した分などを基準内繰出金として繰り出しています。

### 後期高齢者医療特別会計

所得の低い被保険者の保険料を軽減した分などを基準内繰出金として繰り出しています。

## (3) 繰出金の推移

近年は、少子高齢化の影響等により、介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出額が増加傾向にあります。



下水道事業会計は令和元年度より公営企業会計に移行しているため、表に含まない。